

第2回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和5年9月22日（金）午後2時00分～午後3時05分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
9番：刈部委員、10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

なし

会議経過

1 開 会

出席委員19名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号2番の恩田委員、4番の中山委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接する購入予定地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。譲受人は、令和4年3月1日に設立された法人で、農業を主な業務としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人です。また、高根沢町に73,848平方メートルの耕作地があり、高根沢町農業委員会に利用状況について確認済です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイ

ン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第1号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第2号については、3ページの議案第8号と関連する事業であります。議案第2号について御説明いたします。横川地区の申請です。申請人は、持家がないため、申請地に、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」(以降、「集落に接続して設置されるもの」)に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題ないと思われませんが、議案第8号と併せて一つの事業であることから、関連議案第8号の許可を条件に許可すべきと調査しております。

議長 議案第2号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第2号について、「関連議案第8号の許可を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号から8

号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号について御説明いたします。平石地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に期間の定めのない使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を、自己資金及び融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書及び融資見込証明書が添付されております。申請地は、LRT平石停車場から470メートルに位置し、農地法施行規則第45条第2号の「軌道の停車場から概ね500メートル以内の区域」に該当することから、第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしているとして調査しております。

議案第4号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、申請地に1年間の賃借権を設定し、園芸用土採取に伴う搬出入路として一時転用する旨の申請です。借受人は、平成12年3月17日に設立した法人で、園芸用土の採掘及び販売等を目的としております。園芸用土を採掘する場所は、申請地に隣接する山林3,086平方メートルであり、採掘場にダンプ等が搬出入するための搬出入路として、申請地である農地に鉄板20枚を敷いて利用する計画となっております。資金計画については、事業費の全額を自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が1.4ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしているとして調査しております。

議案第5号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール336枚を設置し、年間発電量201,707キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、年間の利益は192万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資

金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が0.4ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は、現在借りている従業員駐車場を返却しなければならないため、申請地に20年間の賃借権を設定し、別の場所にある既存の駐車場の隣接に駐車場を整備する旨の申請です。借受人は、昭和35年3月8日に設立された法人で、カメラ、望遠鏡等の光学製品の製造及び販売を目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、67台分の駐車場を整備するもので、既存の46台分の駐車場と合わせ、合計113台分を一体的に利用する計画となっております。また、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させるもので、周囲はブロックで囲む計画となっております。資金計画については、事業費を全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、1.7ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことが認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号について御説明いたします。審議済みの議案第2号と関連した事業となっております。横川地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に35年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人と貸付人は兄妹であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有

する土地における住宅」に該当します。給水計画については、市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないこと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしているとして調査しております。

議長 議案第3号から8号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第3号から8号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第9号から14号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第9号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子の夫であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和5年5月18日付けで、農用地から除外され、除外後は横川地区市民センターから300メートルに位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしているとして調査しております。

議案第10号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲受人は、現在下荒針町で、中古車販売及び自動車整備工場を営んでおりますが、道路拡幅に伴い敷地が縮小されることから、申請地を売買により取得し、新たに自動車整備工場を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第1号の「日常必需品の販売、修理としての自動車整備工場」に該当します。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、整備工場1棟を建築するもので、給水計画については、市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然

浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第4号の「流通業務施設、休憩所、給油所、その他これに類する施設」で、一般国道又は都道府県道の沿道に設置されるものに該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は個人事業主であり、園芸用土を採取するため、申請地に1年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請です。計画によりますと、保安距離については、東側の畑から1メートル、それ以外は2メートルを設け、掘削角度は45度、掘削の深さは4メートルを遵守し、周辺は防護ネットを設置して第三者の進入を防ぎます。また、作業時間は午前8時から午後5時となっております。埋戻し用土については、鹿沼市の法人から調達する計画で、表土については、申請地の表土70センチを申請地内に寄せ、埋戻し用土の上に乗せ、耕作可能な農地に復元する計画で、園芸用土の販売先は、鹿沼市にある法人となっております。使用する重機等については、借受人の兄弟が経営する法人から、バックホウ1台、10トンダンプ2台をリースする予定となっております。資金計画については、事業費等を全額融資により賄う計画となっており、借受人の兄弟が経営する法人からの融資確認書とその法人の金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前回地鹿沼市新堂町の畑4,026平方メートルで、令和3年11月30日に許可を受け、農地に復元されております。申請地は農振農用地で、原則として許可できないものとされておりますが、一時転用で農地に復元される計画であることから、不許可の例外に該当します。また、申請書には、「隣接土地所有者からの同意書」及び「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は、耕作可能な農地に復元し、農業委員の現地立会のもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから、改めて許可条件を付す必要はないと調査しております。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。富屋地区の申請です。借受人は売電するため、申請地に20年間の賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。借受人は、平成30年4月18日に設立した法人で、電気の売買に関する事業を主な目的としております。借受人は、令和元年5月23日に東京電力

パワーグリッド株式会社と接続契約を締結し、令和元年10月1日に関東経済産業局から事業計画認定を受けております。今回の申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光モジュール528枚を設置し、年間発電量112,332キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜き14円で計算しますと、年間の利益は158万円程度となる見込みです。土地利用計画については、敷地内は防草シートを敷き、周囲はフェンスで囲み、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、設備工事等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が5.2ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。富屋地区の申請です。借受人は動物園を営んでおりますが、来客用の駐車場が手狭になったため、申請地に10年間の賃借権を設定し、駐車場を拡張する旨の申請です。借受人は、昭和56年8月12日に設立した法人で、各種動物に関連する事業を主な目的としております。借受人が経営する動物園は、年々入場者数が増加しており、多い時には現在の駐車場に車が置ききれない事態が発生していることから、既存の駐車場で挟まれた農地を転用して29台分の駐車場として一体利用する計画です。また、敷地内は隣接する駐車場と同じレベルの高さに整地する計画で、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の通帳の写しが添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、0.9ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。篠井地区の申請です。借受人は親と同居しているが独立するため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽にて処理後敷地内で処理するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外で農地法施行規則第33条第4号に規定す

る「集落に接続して設置されるもの」に該当するものであり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第9号から14号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないのでお諮りします。議案第9号から14号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第15号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第15号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人は、申請地に1年6か月間の賃借権を設定し、砂利採取のため一時転用する旨の申請です。借受人は、昭和29年7月24日に設立した法人で、生コンクリート製造販売や砂利、砂の採取等を主な目的としております。計画によりますと、保安距離として、東側及び西側の道路及び水路から5メートル以上、南側及び北側の田から2メートル確保し、掘削角度は45度、掘削の深さは最大8メートル、外周は防護柵で囲い、作業終了時はチェーンにて封鎖する計画です。また、西側の水路から出入りするため、市道路管理課に法定外公共物占用許可申請書を提出済です。また、運搬経路とし市道を使用するに当たり、道路使用届出が道路管理課に提出されております。また、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書及び一般粉じん発生施設届出書が環境保全課に提出されております。作業時間については、午前8時から午後5時とし、「進入路、運搬路を通行する際には、農耕者等優先で十分に安全確認をし、通行者、歩行者等に注意して事故等起こさないよう確認する」こととしております。重機等については、所有するバックホウ2台、ブルドーザー1台、ダンプトラック5台を使用し、埋戻し用土については、芦沼町の土砂6,243立法メートル、塩谷町の土砂46,183立法メートル、日光市の土砂10,000立法メートルを埋戻し用土として用いる計画で、東和宇都宮石産株式会社、栃木県陸砂利採取業協同組合から農地復元の保証書が添付されております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における砂利採取の実績ですが、前回地は下小倉町の田15,230平方メートルで、令和4年12月1日に許可を受け、申請地の埋戻し率50パーセントであり、令和6年5月31日までに返還予定になっております。また、前々回地は、下小倉町の田10,030平方メートルで、令和3年12月1日に許可を受け、100パーセント農地に復元されております。申請地は農振農用地であります

が、一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。したがって、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第15号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないのでお諮りします。議案第15号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください「農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区分の変更)に係る意見について」、議案第16号から18号の3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第16号について御説明いたします。瑞穂野地区の申出です。申出人が耕作する農地の隣接地に、農業倉庫を設置する旨の申出です。土地利用計画については、敷地内は碎石舗装とし、農業用倉庫1棟として穀物乾燥機、農業用機械置場、もみ殻置場等を整備する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議案第17号についてご説明いたします。城山地区の申出です。申出人がシイタケ栽培をしている山林の隣接地に、作業場及び駐車場を整備する旨の申出です。土地利用計画については、敷地内は碎石舗装とし、作業場、作業用資材置場、2台分の駐車場を整備する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

議案第18号について御説明いたします。上河内地区の申出です。申出人が耕作する農地の隣接地に、農業倉庫を設置する旨の申出です。土地利用計画については、敷地内は碎石舗装とし、農業用倉庫1棟として穀物乾燥機、農業用機械置場、苗代床土置場、もみ殻置き場を整備する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更す

ることについて、問題ないものと調査しております。

議 長 議案第16号から18号について、質疑願います。

委 員 議案第17号の申出人は、日本国籍で近隣の山林は申出人の所有地となっているのか。

事務局 国籍までは確認しておりませんが近隣の山林は申出人の所有地となっております。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第16号から18号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第19号から21号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第19号から議案第21号は、全て清原地区の計画です。畑の貸し借りが3件です。これらの計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第19号から21号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号から21号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。8ページをお開きください。日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」議案第22号から9ページの議案第30号までの9議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第22号及び23号は、瑞穂野地区の計画です。議案第22号は譲受人の県公社が、譲渡人から、下桑島町の田3筆、計5,852平方メートルを売買により取得するものです。議案第23号は、譲受人の県公社が、譲渡人から、下桑島町の田1筆、1,240平方メートルを売買により取得するものでございます。議案第24号は雀宮地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から下反町町の田5筆、計1,595平方メートルを売買により取得するものです。

議案第25号及び26号は、篠井地区の計画です。議案第25号は譲受人の県公社が、譲渡人から、篠井町の田4筆、計11,553平方メートルを、売買に

より取得するものです。議案第26号は譲受人の県公社が、譲渡人から、篠井町の田及び畑2筆、計2,512平方メートルを売買により取得するものでございます。

議案第27号及び28号は、豊郷地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、関堀町の田1筆、1,751平方メートルを売買により取得するものです。

議案第28号は譲受人の県公社が、譲渡人から、関堀町の田2筆、計6,071平方メートルを、売買により取得するものです。

9ページをご覧ください。議案第29号及び30号は、河内地区の計画です。

議案第29号は譲受人の県公社が、譲渡人から、逆面町の田9筆、計13,336平方メートルを、売買により取得するものです。議案第30号は譲受人の県公社が、譲渡人から、逆面町の田3筆、計8,109平方メートルを売買により取得するものです。これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、全て適正な計画であると調査しております。

議長 議案第22号から30号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第22号から30号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページをご覧ください。日程第7「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第31号を上程します。なお、議案第31号は、1番委員の親族が耕作者になっておりますので、議事参与の制限により、審議が終了するまで1番委員に退出していただきます。

委員 (1番委員退出)

議長 それでは、議案第31号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第31号について御説明いたします。議案第31号の耕作者は、1番委員の親族であり、河内地区の計画です。農地中間管理事業により県公社から農地を借り受けて耕作しておりましたが、経営移譲のため、耕作者を変更するものです。この計画は、所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第31号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第31号について、「計画を承認する」ことに御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第31号が終了したので、1番委員に入室・着席していただきます。

委員 (1番委員入室)

議長 11ページをお開きください。それでは、報告事項にはいりません。報告第1から第7について事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第7まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何か報告等はありませんか。

委員 (特になし)

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第2回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時05分)